

令和 6 年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算



## 議案第2号

### 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
歳 入 款	項	金	額
10 国民健康保険料			10,687,000
	10 国民健康保険料		10,687,000
15 国庫支出金			483,400
	15 国庫補助金		483,400
25 県支出金			34,487,900
	10 県補助金		34,487,900
33 財産収入			100
	10 財産運用収入		100
35 繰入金			5,388,300
	10 他会計繰入金		5,380,300
	15 基金繰入金		8,000
40 繰越金			100
	10 繰越金		100
45 諸収入			176,200
	10 延滞金・加算金及び過料		99,360
	30 雑入		76,840
	△ 一部負担金		0
歳 入	合 計		51,223,000

歳 出		(単位：千円)	
歳 出 款	項 目	金 額	
10	総務費		1,440,000
	10 総務管理費		1,193,130
	15 徴収費		246,870
15	保険給付費		33,908,000
	10 療養諸費		29,347,410
	15 高額療養費		4,382,200
	17 移送費		350
	20 出産育児諸費		141,060
	25 葬祭諸費		36,000
	30 傷病手当金		980
21	国民健康保険事業費納付 金		15,218,200
	10 医療給付費分		10,035,580
	15 後期高齢者支援金等分		3,822,430
	20 介護納付金分		1,360,190
30	保健事業費		469,800
	10 保健事業費		18,830
	15 特定健康診査等事業費		450,970
35	諸支出金		87,000
	10 償還金及び還付加算金		87,000
40	予備費		100,000
	10 予備費		100,000
△	共同事業拠出金		0
	△ 共同事業拠出金		0
歳 出 合 計			51,223,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	403,158千円
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和6年度～令和7年度	541千円